

生活保護クイズ

問1

日本で生活保護を利用している人は何万人でしょう？

- ①約 51万人
- ②約 110万人
- ③約 210万人



人数は最高になりましたが、利用率(保護率)は減っています。

現行生活保護法のもとで、生活保護利用者数がこれまで最高だった1951年の204万6000人を超えたことから、この様な指摘がされています。

しかし、人口も1.5倍に増えているので、過去最高の利用か否かは、人数の単純比較ではなく、利用率(保護率)で比較すべきです。利用率(保護率)は減少しており、1951年度の3分の2にすぎません。

仮に利用率を1951年並の2.4%にすると、2011年度の利用者数は304万8000人になります。

※行政用語は保護率(利用者数/人口)

普通は1000分の比であらわす。例えば函館45.3‰(パーミル)

	2011年度	1951年度
人口	1億2700万人	8457万人
生活保護利用者数	205万人	204万6000人
利用率	1.6%	2.4%

2012年11月
215万人

生活保護クイズ

問2

生活保護の利用者が1番多い国はどこでしょう？

- ①ドイツ
- ②日本
- ③フランス



日本の生活保護利用率は、先進諸外国と比べると極めて低い数字にとどまっています。むしろ、数百万人が保護から漏れています。

日本では人口の1.6%しか生活保護を利用しておらず、先進諸外国よりもかなり低い利用率です。

しかも、生活保護を利用できる人のうち現に利用している人の割合(捕捉率)は2割程度にすぎません。残りの8割、数百万人もの人が生活保護から漏れているのです。(※自動車保有などで利用条件がそろっていない人が多いのです)

2012年に入ってから全国で起きている「餓死」「孤立死」事件発生背景には、生活保護の利用率・捕捉率の低さが影響していると考えられます。

利用率・捕捉率の比較(2010年)

	日本	ドイツ	フランス	イギリス	スウェーデン
人口	1億2700万人	8177万人	6503万人	6200万人	941万5570人
生活保護利用者数	199万8957人	793万5000人	372万人	574万4640人	42万2320人
利用率	1.6%	9.7%	5.7%	9.27%	4.5%
捕捉率	15.3~18%	64.6%	91.6%	47~90%	82%

(【あけび書房】「生活保護『改革』ここが焦点だ！」(生活保護問題対策全国会議【編】)より)

生活保護クイズ

問3
生活保護の不正受給は
利用している世帯の
何%でしょう？

- ①約 2%
- ②約 12%
- ③約 22%



不正受給の割合は保護費全体の0.4%程度で大きな変化はありません。しかも、その中には、悪質とはいえないケースも含まれています。

不正受給の件数や金額が年々増え、不正受給が横行しているかのような報道がされています。しかし、不正受給の件数などが増えているというよりも、生活保護利用者が増えていることに伴う数字の変化というべきでしょう。不正受給の割合で見ると、件数ベースで2%程度、金額ベースで0.4%程度で推移しており、大きな変化はありません。また「不正受給」とされている事例の中には、高校生の子どものアルバイト料を申告する必要がないと思っていたなど、不正受給とすることに疑問のあるケースも含まれています。

もちろん、悪質な不正受給に対しては厳しく対応すべきですが、そういうケースはごくわずかな例外です。数字を冷静にみれば、数百万人の人が生活保護受給から漏れていること(問2)の方が大きな問題なのです。

不正受給件数、額の変化

年 度	2008年	2009年	2010年	2011年
生活保護利用 世帯数	110万5275世帯	114万8766世帯	127万4231世帯	141万0049世帯
生活保護費総額	2兆6175億円	2兆7006億円	3兆0072億円	3兆3296億円
不正受給件数 (全体に占める率)	15,979 1.44%	18,623 1.62%	19,726 1.54%	25,355 1.80%
不正受給額 (全体に占める率)	91億8299万円 0.35%	106億1798万円 0.39%	102億1470万円 0.34%	128億7425万円 0.38%

生活保護クイズ

問4

失業した30代男性の生活保護基準は約何万円でしょう？

- ① 7万円
- ② 11万円
- ③ 15万円



30歳 男性 単身 札幌
2013年4月

一類	38,460円
二類	41,480円
家賃	36,000円
<hr/>	
	115,940円

生活保護クイズ

問5

生活保護を受けられないのはどの人でしょう？

- ①暴力団員
- ②お金持ちの兄弟がいる人
- ③家を持っている人



社援保発第0330002号
平成18年3月30日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長



暴力団員に対する生活保護の適用について（通知）

反社会的行為により市民生活の安全と平穩を脅かす暴力団員に対して生活保護を適用することは、国民の生活保護制度に対する信頼を揺るがすばかりでなく、結果的に公費である保護費が暴力団の資金源となり、暴力団の維持存続に利用されるおそれも生じることとなり、社会正義の上でも極めて大きな問題である。このため、暴力団員に対する生活保護の適用については、厳正な対応を行い、市民の理解と支持が得られるようにする必要がある。

これを踏まえ、暴力団員に対する生活保護の取扱いを徹底するとともに、その実効を期すため、暴力団員該当性に関する情報提供依頼等に関して警察との連携を強化することとしたので、その趣旨について十分に了知するとともに、適正な運用に努められたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準としたので申し添える。

また、本通知の内容については、警察庁とも協議済みであり、同庁から都道府県警察本部にも通知されているので、了知されたい。

記

前ページのつづき

1 基本方針

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第2条は「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」とし、保護を受けるに当たっては、保護を要する状態に至った原因や社会的身分等により優先的・差別的に取り扱われることがないことを規定している（無差別平等の原則）が、いかなる者であっても、保護を受けるためには、法第4条に定める補足性の要件、すなわち資産、収入、稼働能力その他あらゆるものを活用するという要件を満たすことが必要であり、申請者が保護の要件を満たしていない場合に保護の申請を却下することは、無差別平等の原則と矛盾するものではない。

ここで、そもそも暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）は、集団的に又は常習的に暴力団活動（暴力団対策法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）に従事することにより違法・不当な収入を得ている蓋然性が極めて高いことから、暴力団員については、保護の要件の判断に当たり、

（1）本来は正当に就労できる能力を有すると認められることから、稼働能力の活用要件を満たさない

（2）暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入について本人が福祉事務所に対して申告することは期待できないことに加え、このような収入については一般に犯罪の発覚や没収を免れるために隠匿が図られ、又は資金源としてその属する暴力団に移転されるものであるため、福祉事務所による生活実態の把握や法第29条に基づく資産等調査によってこれを発見・把握することは困難であることから、資産・収入の活用要件を満たしていると判断することができないが、これは申請者が暴力団員であることに帰因するものである

と認められることから、保護の要件を満たさないものとして、急迫した状況（生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合をいう。以下「急迫状況」という。）にある場合を除き、申請を却下することとする。

また、保護受給中に、被保護者が暴力団員であることが判明した場合にも、同様の考えに基づき保護の廃止を検討する。